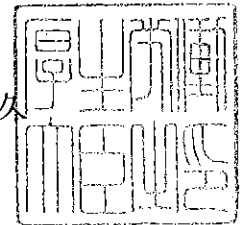


厚生労働省発生食1218第1号
平成27年12月18日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



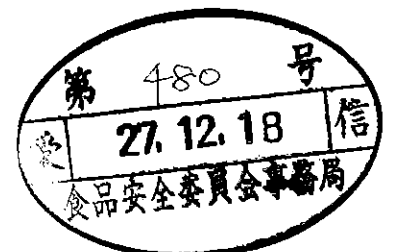
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号、第6号及び第13号並びに同条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

牛海綿状脳症（BSE）対策について、以下の措置を講ずること。具体的に意見を求める内容は別紙の2のとおり。

- (1) と畜場におけるBSE検査について、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第7条第1項の規定に基づく検査の対象となる牛の月齢の改正。
- (2) 特定部位について、牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第2項並びにと畜場法（昭和28年法律第114号）第6条及び第9条の規定に基づき、衛生上支障のないように処理しなければならない牛の部位の範囲の改正。
- (3) 牛のせき柱を含む食品等の安全性確保について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条及び第18条に基づく規格基準の改正。



(別紙)

1 諮問の背景及び趣旨

- (1) 牛海綿状脳症（BSE）国内対策については、平成24年10月及び平成25年5月の食品安全委員会の食品健康影響評価を踏まえ、平成25年2月及び7月にと畜場におけるスクリーニング検査の対象月齢及び特定危険部位（SRM）の範囲を見直した。
- (2) 世界的にBSEリスクが減少している状況等を踏まえ、上記措置と平行して米国産牛肉等の輸入条件の見直しを行ったほか、その後も欧州産牛肉の輸入再開、ゼラチン及びコラーゲンの取扱いを見直してきた。
- (3) 現在の国内措置の根拠の一つである平成25年5月の食品安全委員会の食品健康影響評価では、以下のとおり記述されている。
 - 2009～2015年にはBSEの摘発頭数はほぼ0となり、以降、日本において飼料等を介してBSEが発生する可能性は極めて低くなるものと推定。
 - 当面の間、検証を継続することとし、将来的には、より長期にわたる発生状況に関するデータ及びBSEに関する新たな科学的知見の蓄積を踏まえて、検査対象月齢のさらなる引き上げ等を検討するのが適当であると判断した。
- (4) 平成25年7月から本年11月末までに食用としてと畜された48か月齢超の牛481, 207頭は、BSEスクリーニング検査の結果が全て陰性であり、BSE感染牛は発見されておらず、2015年末を迎えるため、現在のリスクに応じてリスク管理措置を見直す必要がある。
- (5) また、OIE基準よりも高い水準の措置を維持する場合には科学的な正当性を明確化する必要がある。

なお、欧州連合においては、近年、と畜場でのBSEスクリーニング検査の対象やSRMの範囲を見直している。

2 具体的な諮問内容

(1) 検査対象月齢

食用にと畜される健康牛のBSE検査について、現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクを比較。なお、と畜場での検査は、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する24か月齢以上の牛のみを検査対象とする。

(2) SRMの範囲

現行の「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」から「30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄」に変更した場合のリスクを比較。

3 今後の方針

食品健康影響評価の結果を踏まえて、必要な管理措置の見直しを行う。